

株式会社そるーな
職員行動規範・職員倫理綱領

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

〔北海道北見市東相内町524番地1〕

〔0157-57-3896〕

株式会社そる一な 職員行動規範

はじめに

私たちは、株式会社そる一なの基本理念である「いきいきと活力のある生活を」の実現を職員全員で共有し、利用者が豊かな人生を送れるよう支援することを職員としての責務とする。本行動規範は、利用者と接するにあたり、職員が守るべき基本的な姿勢と行動の指針を示すものである。

【基本姿勢】

- 1 利用者の人間としての人格および尊厳を尊重し、その権利擁護に努める。
- 2 支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性および個性を尊重する。
- 3 日頃から利用者の信頼を得られるよう、模範となる態度と行動を心がける。

【行動規範】

第1条 利用者的人格・尊厳の尊重

- 1 障害の状況、能力、行動、性格、性別、年齢その他いかなる理由によっても差別してはならない。
- 2 利用者本人の前だけでなく、職員間であっても差別的な用語を使用してはならない。
- 3 利用者の年齢にふさわしい接し方を心がける。
 - ・ 子ども扱いをしない。
 - ・ あだ名や「ちゃん」付けではなく「～さん」と呼ぶ。
 - ・ 職員間で利用者について話す際も同様とする。
- 4 利用者の話し方や癖などを真似したり、嘲笑したりしてはならない。
- 5 利用者を馬鹿にするような態度や言動をとってはならない。
- 6 利用者を好き嫌いで判断し、その感情を態度や言葉に表してはならない。
- 7 利用者的人格や尊厳を無視した研究・調査を行ってはならない。

第2条 暴力・威圧の禁止

- 1 いかなる理由があっても利用者に対して体罰をふるってはならない。
- 2 利用者本人並びに周囲に危険が及ばない限り、いかなる身体拘束も行なってはならない。
 - ・ やむを得ず検討する場合であっても、拘束を行わずに済む方法を常に検討する。
- 3 食事を抜くなど、人間の基本的欲求に関わる罰を与えてはならない。
- 4 利用者に威圧感を与える態度や行動をとってはならない。

例

- ・ 命令的な口調
- ・ 必要以上に大きな声
- ・ 威圧感を与える表情
- ・ 腕組みや腰に手を当てる姿勢 など

第3条 守秘義務の厳守

- 1 業務上知り得た利用者および家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

第4条 支援者としての自覚と利用者主体の尊重

- 1 常に利用者の訴えに耳を傾け、誠実かつ迅速に対応する。
 - ・ 利用者の立場や気持ちに立って考える。
 - ・ すぐに対応できない場合でも理由を説明し、必ず後で対応する。
- 2 職員個人の名誉や自己表現のために利用者を利用してはならない。
- 3 職員の考えを一方向的に押し付けてはならない。
- 4 職員の都合で利用者を動かしてはならない。

例

- ・ 職員の都合で食事や移動を急がせる
 - ・ 私的な用事を言いつける など
- 5 利用者を見下すような態度をとってはならない。
 - 6 利用者の前で職員同士の私語や私的な会話をしてはならない。また、利用者の前で障害特性や支援内容を不用意に話すことは控える。

第5条 模範となる態度・行動

職員は利用者の模範となる社会人として、以下の事項を心がける。

- 1 気持ちのよい挨拶を行う。
- 2 明るく、やさしく、笑顔で接する。
- 3 冷静な対応を心がける。
- 4 安心感と信頼感を与える態度・行動を心がける。
- 5 自らの落ち度があった場合は、素直に認め謝罪する。
- 6 適切な言葉遣いを心がける。
- 7 服装や身だしなみに配慮する。
- 8 整理整頓を心がける。

【運用】

- 1 本行動規範は、職員自らが支援者としての姿勢を高めていくための指針として活用する。
- 2 本行動規範に違反した者、または違反を目撃した者は、速やかに上司へ報告する。
- 3 違反が重大である場合や改善が見られない場合は、就業規則の懲戒規定を適用する。
- 4 本行動規範は法人が管理し、少なくとも年1回、職員の意見を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

附則 この行動規範は

平成28年 2月 1日制定

令和 1年11月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂

株式会社そる一な 職員倫理綱領

はじめに

障害のある人の人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を送ることができるよう支援することは、株式会社そる一な職員の責務である。私たちは支援者として確かな倫理観を持ち、自らの専門的役割を自覚し、その使命を果たさなければならない。ここに株式会社そる一な「職員倫理綱領」を定める。

第1条 生命の尊厳

利用者一人ひとりをかけがえのない存在として尊重する。

第2条 個人の尊重

- 1 利用者の個性を理解し、本人が選択し決定したことを尊重し、常に対等な立場で誠実に対応する。
- 2 利用者の声に耳を傾け、悩みや支援の要請に対して適切に対応できるよう努める。
- 3 利用者への励ましと賞賛を忘れず、安心と誇りを持って暮らせる活動の場を利用者と共に築く。

第3条 差別・虐待の禁止

職員は、性別や性的指向等の違いを理由とした差別、セクシュアル・ハラスメント、虐待を行わない。また、介助は可能な限り同性介助を基本とする。

第4条 人権擁護

- 1 障害の状態、行動、性格、性別、年齢その他いかなる理由によっても差別を行わない。
- 2 利用者のプライバシーの保護、秘密保持、財産管理、私的空間および時間の確保に配慮する。

第5条 社会参加

利用者が地域社会の一員として理解と協力を得ながら生活できるよう支援する。

第6条 専門性の向上

自らの専門性を高めるため常に研さんに努めると共に、望ましい社会人としての言動や身だしなみに配慮します。

附則 この倫理綱領は

平成28年 2月 1日制定

令和 1年11月 1日改訂

令和 3年10月 1日改訂

令和 6年 3月 1日改訂

令和 8年 4月 1日改訂